

2019年2月27日

事業者向けご融資の新商品《ビジネスカードローン当座貸越根保証》

「応援団Ⅱ（保証付）」の発売について（お知らせ）

概要

当金庫は、これまでも当座貸越商品「応縁団」をもって中小事業者の皆さま方の資金繰りに対応しておりますが、2019年3月1日からは島根県信用保証協会の保証制度も加えた「応縁団Ⅱ（保証付）」を商品ラインナップとして揃え、当座貸越商品「応縁団」の充実化をはかります。

今回発売となる「応縁団Ⅱ（保証付）」では従来の保証制度で必須となっていた財務要件を撤廃し、創業間もない事業者を含めたより幅広い中小事業者の皆さま方の資金繰りに応えられるものとして準備しておりますので、何なりと当金庫窓口までご相談ください。

記

「応縁団Ⅱ（保証付）」について

- 業歴要件なし（創業していれば可）。
- 利益計上、債務超過でないなどの財務要件なし。
- 融資極度額 50～300 万円（創業 1 年未満の中小事業者および白色申告を行う個人事業者は 50～100 万円）。但し、既存の島根県信用保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計が 3000 万円の範囲内。
- 保証期間：1 年もしくは 2 年間（更新可）。

本件に対するお問い合わせ先
島根中央信用金庫 融資部
TEL (0853) 20-1000 (代表)
担当：米井、井上

以上